

高度通信システム相互接続推進会議（HATS推進会議）規程

2012年6月4日改定

2010年7月2日改定

2002年5月17日改定

2001年7月2日施行

（名称）

第1条 本会は、高度通信システム相互接続推進会議（HATS（Harmonization of Advanced Telecommunication Systems）推進会議（Promotion Conference））と称する。

（目的）

第2条 本会は、通信網の高速化、利用の高度化に対応して、高度通信システムの相互接続性、相互運用性を確保するため、相互接続試験、課題の検討、情報交換および相互接続に関する普及・啓発を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）「高度通信システム相互接続」に関する調査研究
- （2）「高度通信システム相互接続」に関する仕様検討および国内外の標準化への寄与
- （3）「高度通信システム相互接続」に関する試験
- （4）「高度通信システム相互接続」に関する情報交流および普及啓発
- （5）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（構成および部会、委員会の設置）

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同し、第4条2項の部会等に参加する会員をもって構成する。

本会には、次の組織を設ける。

- （1）推進委員会
- （2）幹事会
- （3）実施推進部会
- （4）普及促進部会
- （5）デモンストレーション実行委員会
- （6）評議会
- （7）企画運営委員会

3 本会の運営上必要があるときは、推進委員会の議決を経てその他の部会、委員会を置くことができる。

4 学識経験者等の個人、および標準化機関等であって、推進委員会で承認された者

を特別会員として参加させることができる。特別会員は会費納入を免除することができる。ただし、会費を免除された特別会員は、議決権を持たない。

(役員)

第 5 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名以内
- (3) 監事 2名以内

(役員を選任等)

第 6 条 役員は、幹事会の推薦を受け、推進委員会において選任する。

- 2 議長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 監事は、会計の監査を行う。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第 7 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、議長が学識経験者等のうちから推進委員会の承認を得て委嘱する。

(評議会)

第 8 条 議長は、本会の運営に関する意見聴取のため、特に必要と認める機関及び個人に対し評議会委員として委嘱する。

- 2 評議会は年1回定期的に開催する他、議長が必要と認めたときに開催する。
- 3 評議会の議長は、HATS推進会議の議長が行なう。

(推進委員会)

第 9 条 幹事会員、実施推進部会運営委員会委員会社および特別会員をもって推進委員会を構成する。

- 2 推進委員会は、次の事項を議決するため、必要に応じて随時開催する。
 - (1) 本規程の改正
 - (2) 本会の運営に関する事項
 - (3) 活動に関する事項の決定（事業計画、予算計画、事業報告、収支決算等）
 - (4) 部会、委員会および部会の下部組織の設置・廃止の決定
 - (5) 評議会の要望等に関する審議
 - (6) 議長が特に必要と認めた事項
- 3 推進委員会は、推進委員会委員の2分の1以上の者の出席（代理出席、委任状提出を含む）がなければ開会することができない。
- 4 推進委員会の議長は、HATS推進会議の議長が行う。
- 5 推進委員会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事会員により構成する。

2 幹事会にはつぎの役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 1名

3 幹事会役員は幹事会において会員の互選により選任する。

幹事長は幹事会を代表し、幹事会を主宰する。

副幹事長は幹事長を補佐する。

幹事長及び副幹事長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 幹事長が議長を行い、次の事項を審議する。

(1) HATS 推進会議の事業計画、予算計画、事業報告、収支決算

(2) HATS 推進会議の役員の推薦

(3) HATS 推進会議への入会の承認

(4) HATS 推進会議が取組むべき分野、在り方に関する検討

(5) その他 HATS 推進会議の運営に必要な重要事項

5 幹事会員は、普及促進部会、実施推進部会の各連絡会及び評議会の参加を無償で行えるものとする。

(実施推進部会および普及促進部会)

第11条 部会の運営に必要な事項は、部会で定める。

(デモンストレーション実行委員会)

第12条 デモンストレーション実行委員会の運営に必要な事項は、デモンストレーション実行委員会で定める。

(企画運営委員会)

第13条 企画運営委員会の運営に必要な事項は、企画運営委員会で定める。

(事務局)

第14条 本会の事務処理を行うため、事務局を置く。

2 事務局は一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会内に置く。

(経費)

第15条 本会の運営上必要な経費は、年会費その他の収入をもって充てる。

(入会および退会)

第16条 本会の会員になろうとするものは、事務局に入会申込書を提出し、幹事会の承認を得る。

2 本会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(会費)

第17条 会員は、別途定める会費規則に基づき、会計年度毎に会費を納入しなければならない。

ない。

(監査・会計報告)

第18条 事務局は、毎年度始めに収支決算報告をとりまとめ、監事による監査を受け、推進委員会において会計報告を行う。

(会計処理)

第19条 会計処理は、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会の経理規定に準拠する。

(事業年度／会計年度)

第20条 本会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1. この規則は、2001年7月2日付で施行する。
2. この規則は、2002年5月17日付で改定・施行する。
3. この規則は、2010年7月2日付で改定・施行する
4. この規程は、2012年4月1日に遡って改定・施行する。

以上